

第3章

施策の展開

第1節 地域包括ケアシステムの構築 P.44

- 第1 地域包括ケアシステムの構築に向けて
- 第2 地域包括支援センターの充実
- 第3 見守りネットワークの充実
- 第4 医療・福祉など関係機関・団体との連携強化
- 第5 安全で安心な環境づくり

第2節 在宅生活の支援 P.56

- 第1 情報提供と身近な相談体制の充実
- 第2 在宅生活を支えるサービスの充実
- 第3 認知症高齢者の支援
- 第4 高齢者虐待防止
- 第5 権利擁護の推進
- 第6 家族介護者の支援
- 第7 住環境の整備

第3節 健康づくり・介護予防の充実 P.68

- 第1 介護予防事業の推進（地域支援事業）
- 第2 介護予防事業の推進（一般施策）
- 第3 健康づくりと社会参加の促進

第4節 介護保険事業の円滑な運営 P.74

- 第1 調布市の高齢者人口等の推計
- 第2 介護給付費等の見込み
- 第3 地域支援事業（再掲）
- 第4 サービス基盤整備
- 第5 介護保険事業の円滑・適正な運営
- 第6 介護保険料

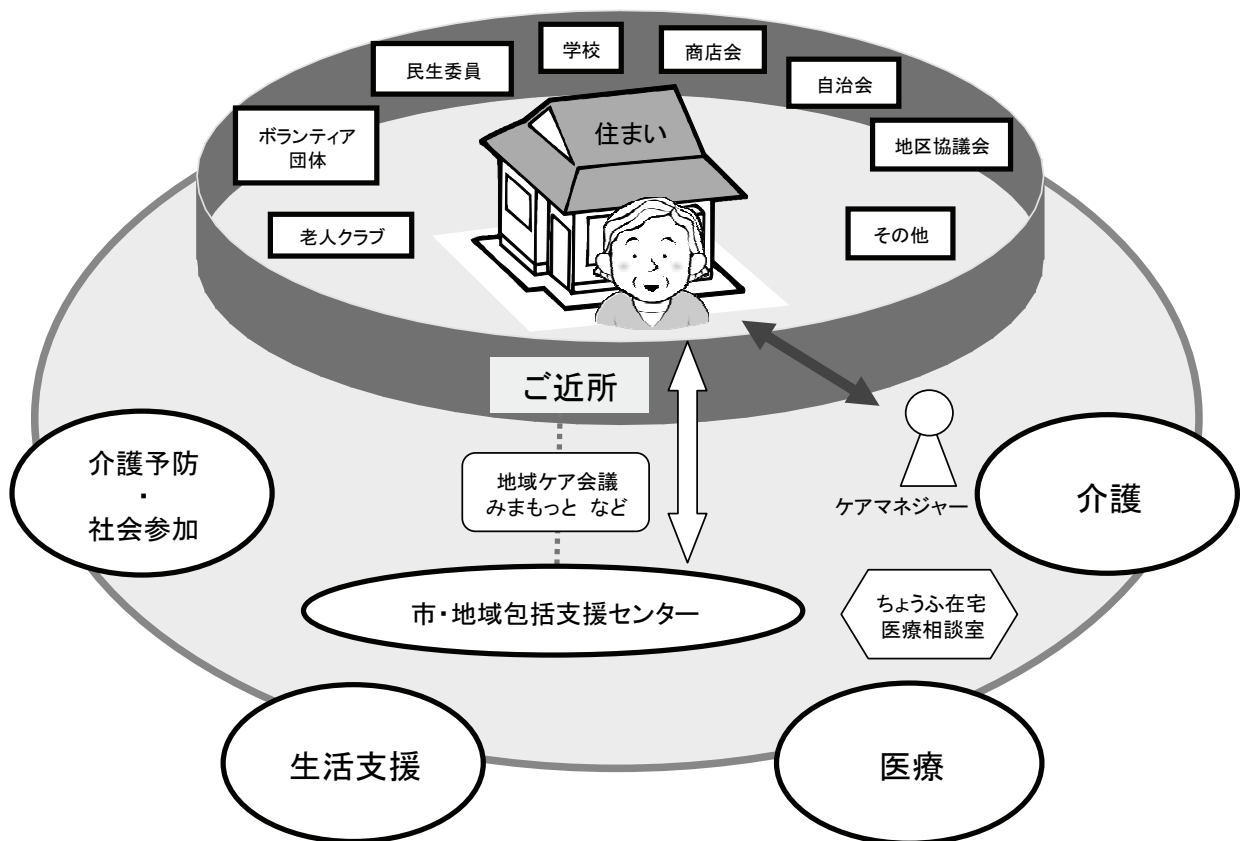
第1節 地域包括ケアシステムの構築

第1 地域包括ケアシステムの構築に向けて

国では、団塊の世代が75歳以上になる西暦2025年（平成37年）までに、高齢者が自宅においても安心して生活が続けられるよう、介護、予防、医療、生活支援及び住まいが包括的、継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

調布市でも、健康で自立して暮らしている方から手厚い支援が必要な方まで、状態に応じて対応できるよう、多様なサービスを提供するとともに各サービスの内容を充実し、また、関係機関・団体との連携を強化することで包括的な支援を実現します。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】



第2 地域包括支援センターの充実

●施策展開の方向●

市内に9か所ある地域包括支援センター*は、各地域ケア区域における高齢者支援の中核として、地域包括ケアを進めるうえで重要な役割を担っています。

調布市では、地域包括支援センターに配置すべき3職種（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士）のほかに、見守りネットワーク「みまもっと」のPR担当者を配置して、総合相談窓口としての機能とともに、地域の見守り機能を拡充してきました。

高齢化の進展に伴うひとりぐらし高齢者や認知症高齢者等の増加に対応するため、地域包括支援センターを1か所増設し、より身近な地域でのきめ細やかな支援に努めます。

また、包括的、継続的なマネジメントが行えるよう、関係機関・団体など地域との連携を強化しながら、地域包括支援センターをより多くの方に知っていただけるよう、広報協力員*等の協力のもと、地域に出向いてのPR活動を展開します。

●第5期の取組●

(1) 地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センターの増設

相談業務等の機能を十分に果たせるよう、地域包括支援センターを1か所増設し、第5期では10か所の地域ケア区域で地域包括ケアシステムの構築を推進します。地区の設定については、高齢者人口の増加などを勘案しながら、他計画とも整合性を図れるよう、引き続き検討します。

② 地域包括支援センター職員の研修の充実

地域包括支援センターの質を高めるため、職員向けの研修を支援します。また、地域包括支援センター連絡会等により、センター相互の連携を深め、情報や支援技術の共有を図ります。

③ 見守りネットワーク「みまもっと」の拡充

支援が必要な高齢者の早期発見に向け、各地域包括支援センターに「みまもっと担当」の職員を配置し、地域での見守りを呼びかけるとともに、地域包括支援センターの周知を図ります。

④ 地域包括支援センター運営等協議会の開催

地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために、地域包括支援センター運営等協議会において活動方針等について審議します。

(2) 地域との連携強化

地域や関係機関との連携を強化し、地域包括支援センターの周知を図るとともに、地域ケア区域のネットワークをいかした取組を充実します。

① 地域包括支援センターの周知

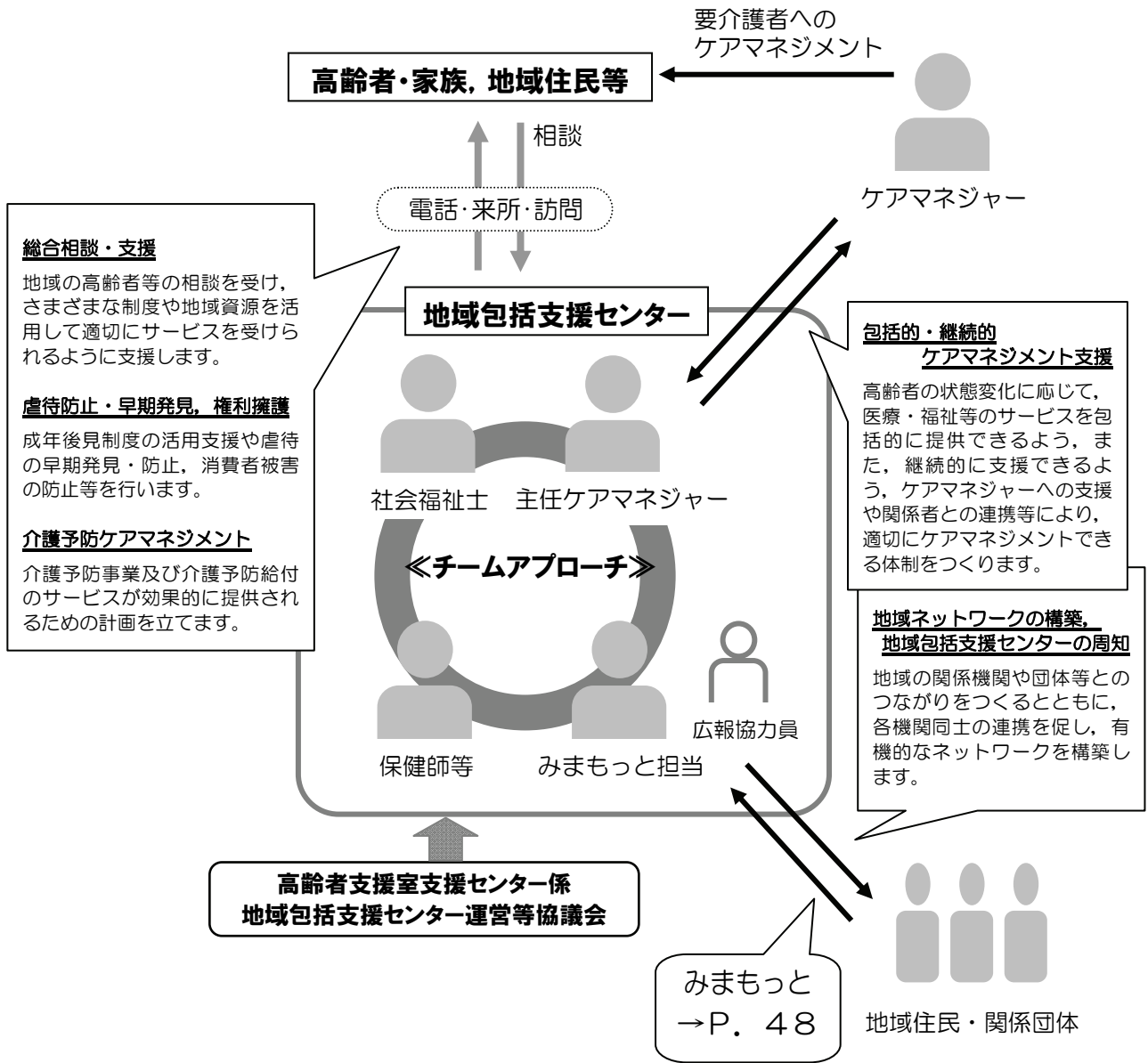
地域包括支援センターが住民に活用されるためには、より多くの方に知ってもらうことが必要であるため、広報協力員、地域ケア会議*、「みまもっと」などを活用し、周知に努めます。

② 地域のネットワークの構築

高齢者の抱える課題を共有し、地域の中でそれぞれができることを検討する場として地域ケア会議を実施します。また、ケアマネジャー*の勉強や連携の機会としてのケアマネット*、民生委員との情報交換会、地域福祉センターに配置されたコーディネーターとの協力によるネットワーク会議などを実施し、連携を深めます。

また、広報協力員は、日常的に地域包括支援センターの周知を行うとともに、活動の中で把握したニーズを地域包括支援センターにつなげる役割も担い、ネットワーク活性化の一員として活動します。

【地域包括支援センターのイメージ図】



第3 見守りネットワークの充実

●施策展開の方向●

高齢者が地域で安心して暮らし続けていくためには、地域での見守りや支援が重要です。また、見守りは、虐待防止や認知症高齢者の早期発見・対応、孤立死の防止などにもつながります。

調布市では、地域の社会資源（自治会、老人クラブ、民生委員、商店会、医療機関等）の協力を得て、「ソフトな見守り・ゆるやかな働きかけ」を行う見守りネットワーク「みまもっと」を全市的に展開してきました。今後も協力者や協力団体を増やし、見守りの輪を広げます。

●第5期の取組●

地域包括支援センターを核とする地域ケア区域（Aゾーン）でのネットワークと、市内全域を統括する協力団体との大きなネットワーク（Bゾーン）づくりを展開します。

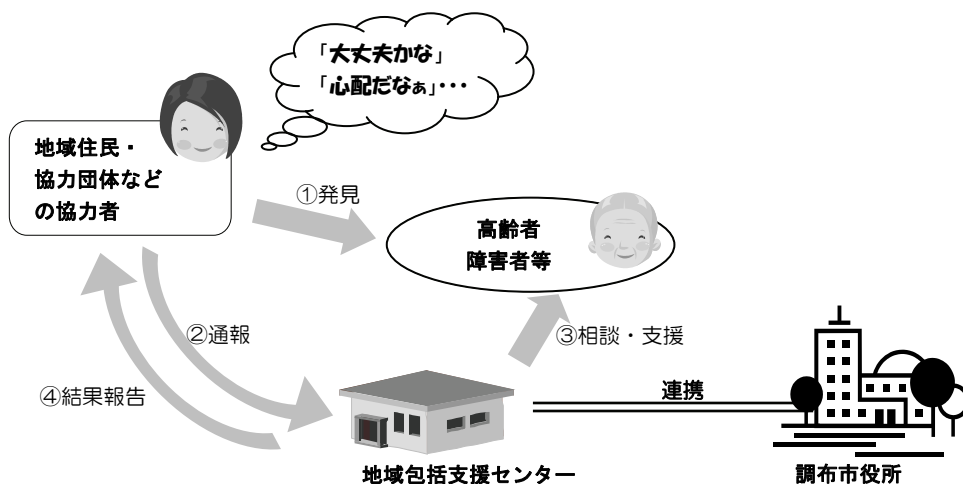
（1）見守りネットワーク「みまもっと」の周知（Aゾーンの充実）

「みまもっと」の周知を図り、地域住民や地域団体の協力の輪を広げます。日常的に高齢者に関わることの少ない若い世代も含め、幅広い年齢層の市民に「みまもっと」を知ってもらえるよう、PR方法を工夫します。

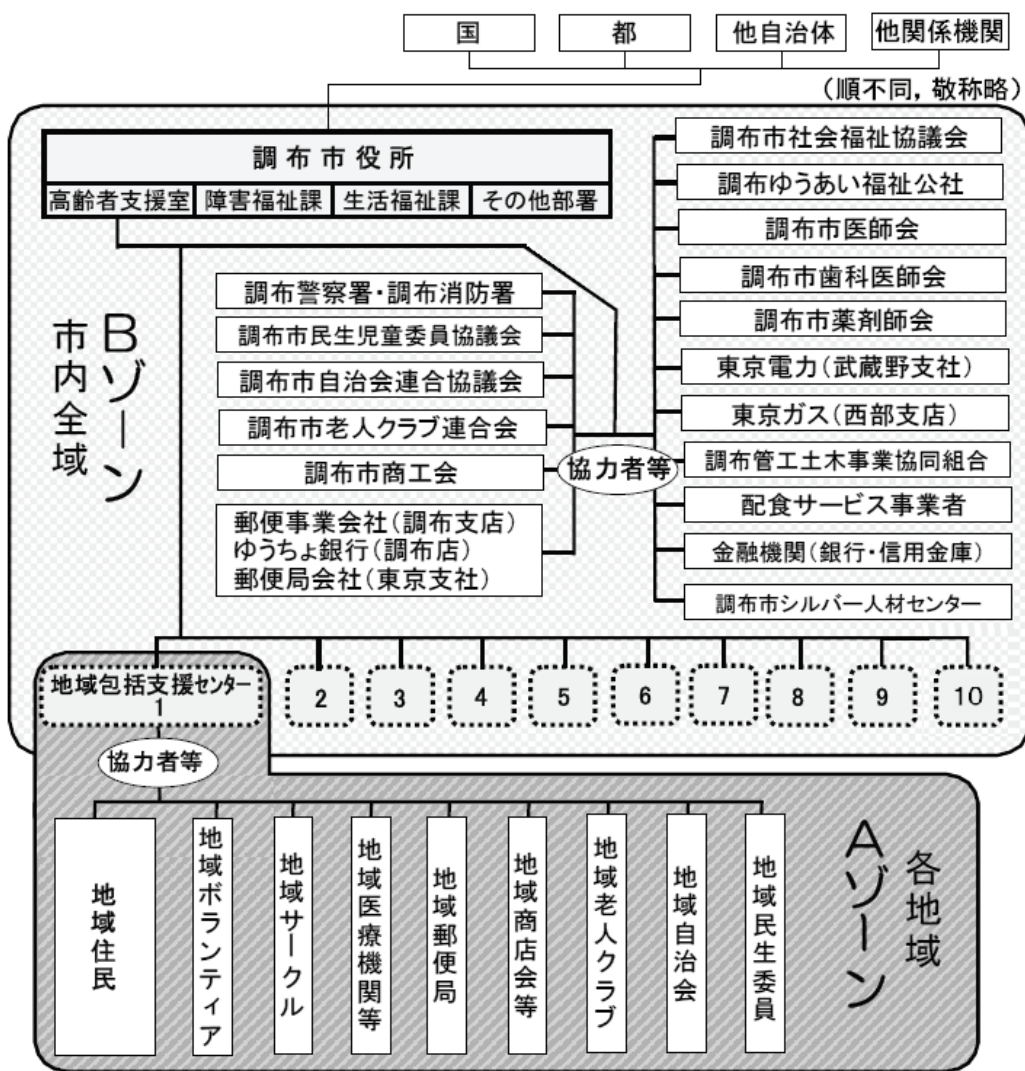
（2）協力団体の充実（Bゾーンの充実）

市民の生活に密着し、高齢者の変化に気づきやすい事業所や団体等に、「みまもっと」の役割を理解してもらえるよう働きかけを行い、協力団体を増やします。また、継続的な情報提供等により、協力団体との連携を深めます。

【みまもっとのイメージ図】



【みまもっとの協力体制】



第4 医療・福祉など関係機関・団体との連携強化

●施策展開の方向●

<医療と福祉の連携>

医療制度改革による在院日数の短縮化や療養病床*の再編などにより、在宅で療養する高齢者は、増えるものと考えられます。

在宅療養者や家族介護者にとっては、在宅医療に関する相談ができる場所があることや情報を入手できることが大切です。相談体制については、平成22年度から調布市医師会が「ちょうふ在宅医療相談室*」を開設しており、相談室の存在を多くの方に知ってもらえるよう、今後も周知を図ります。また、身近な医師、歯科医師の情報や、在宅医療に関するさまざまな情報を提供します。

在宅や施設での療養生活や、ターミナルケア*のニーズに対応していくためには、かかりつけ医、かかりつけ薬局、メディカルソーシャルワーカー*（MSW）等の医療関係者とケアマネジャーを中心とした福祉関係者が連携し、地域のあらゆる資源を活用して、包括的にサービスを提供することが必要です。そのため、市は「ちょうふ在宅医療相談室」が医師会、歯科医師会、薬剤師会等の情報交換の場となるよう支援し、医療関係者同士の連携を促進します。そこに地域包括支援センターなどが積極的に関わることで、医療と福祉の連携体制を強化します。

<地域の関係機関・団体との連携>

急速に進む高齢化に対応していくためには、行政による支援だけでなく、地域の住民による支援が不可欠です。

地域包括支援センターが中心となって、各区域において地域ケア会議を開催しており、この会議や見守りネットワーク「みまもっと」を通じて、関係機関・団体との連携を強化します。

また、地域包括ケアの実現に向けて、福祉分野以外の関係部署（都市整備、生活文化等）との連携を図り、より効果的な施策を展開します。

●第5期の取組●

(1) 医療・福祉の連携による在宅医療の充実

① 相談・コーディネート機能の充実

要介護者の多くは、持病や身体機能の低下に伴う病状の悪化など、介護ニーズとともにさまざまな医療ニーズを抱えているため、ケアマネジャーや介

護職員が医療との連携を取りやすくなるように、医療情報（医療処置や医療用語等）や連携方法などについて学べるよう支援します。

② 「ちょうふ在宅医療相談室」への支援

訪問医の紹介や在宅医療に関する相談業務を行う「ちょうふ在宅医療相談室」の周知を図り、利用を促進します。

また、「ちょうふ在宅医療相談室」の運営協議会を、在宅医療に関する地域資源などの情報共有や、医師、歯科医師、薬剤師、地域包括支援センター等の連携の機会になるよう支援するほか、食べる機能の維持や回復など、健康に暮らすための連携体制が構築できるよう支援します。

③ リハビリテーションの視点からの医療・福祉の連携

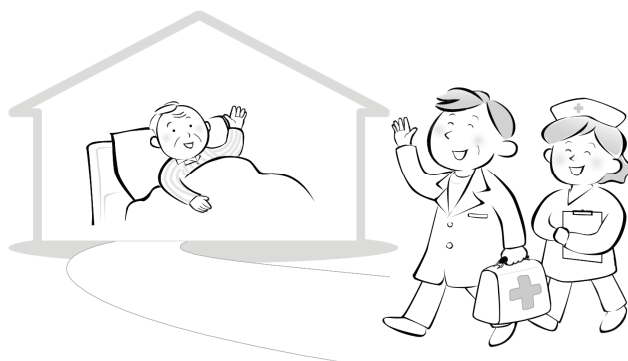
急性期、回復期、維持期と移行しても継続的なリハビリテーションが受けられるように、地域連携パス*の活用や介護職がリハビリテーションについて学べるよう支援します。

④ 在宅医療に関する情報提供

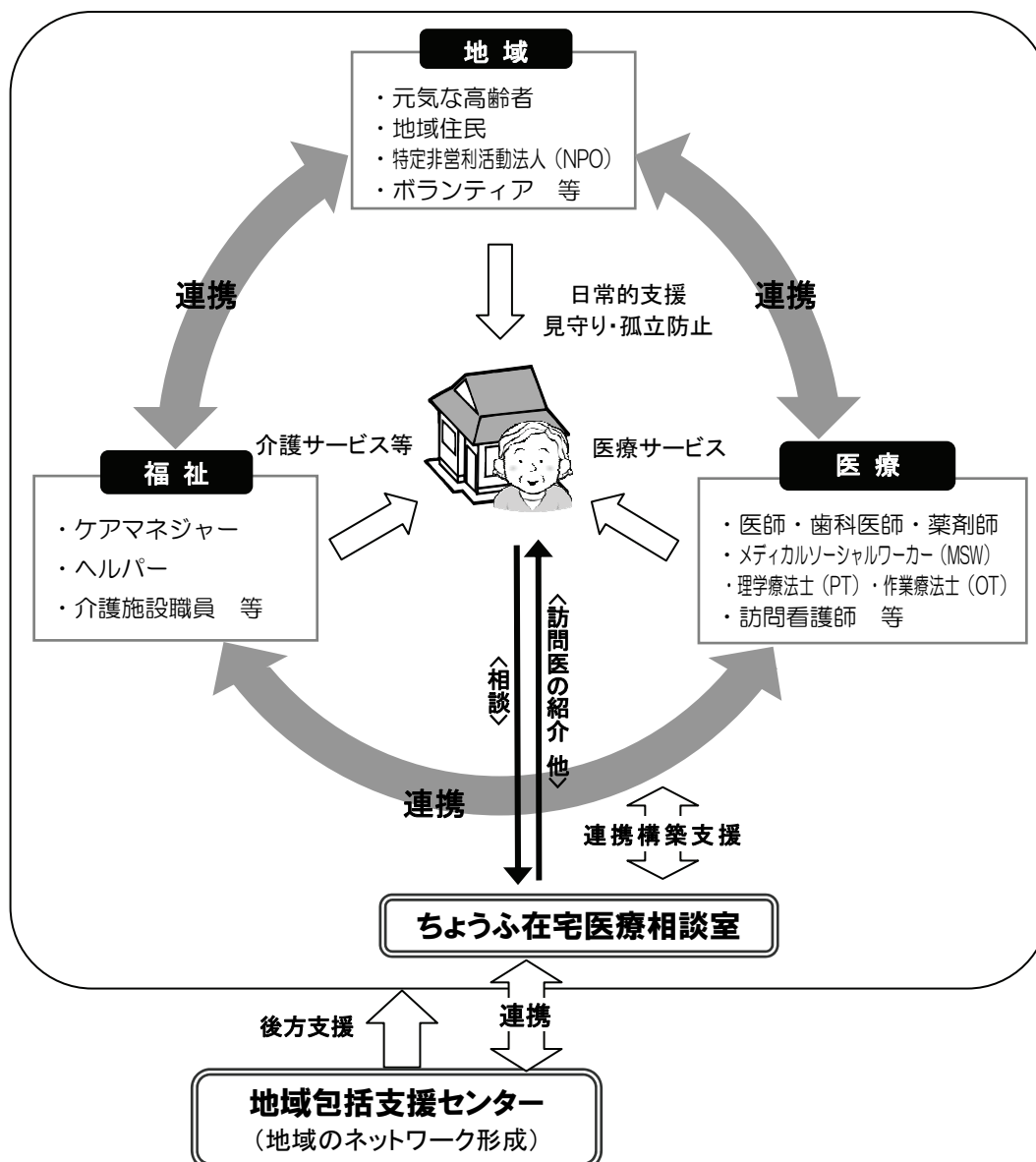
療養者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、また、家族の身体的、精神的負担が軽減されるよう、在宅医療に関する情報提供や、終末期のあり方を考えておくことの大切さについて啓発します。

⑤ かかりつけ医の推進

かかりつけ医をもつよう身近な医師や歯科医師の情報提供を行うとともに、身近な医療機関での健診の受診を勧め、かかりつけ医をもつきっかけとなるよう働きかけます。



【医療と福祉の連携のイメージ図】



※理学療法士（PT），作業療法士（OT）及び訪問看護師によるサービスは，介護保険でも利用できます。

(2) 地域や関係機関・団体との連携強化

地域包括ケアを推進するために、高齢福祉の関係機関だけでなく、さまざまな分野との連携を図ります。

① 地域や関係機関との連携

地域包括支援センターが中心となって開催する地域ケア会議などを通じて、地域、関係機関との連携を図ります。

② みまもっとの活性化

見守りネットワーク「みまもっと」の更なる拡充を図り、連携システムを強化するとともに、構築したシステムが有機的に機能し続けるように、「みまもっと」を通じて高齢者に関わる情報発信を積極的に行います。

③ 他分野との連携

市民、地域組織、事業者、地域包括支援センター等の代表で構成される高齢者福祉推進協議会において、課題の共有や、各々が果たせる役割について検討します。また、都市整備部門、生活文化部門等、行政内部においても更に調整を図り、福祉部門だけでは成し得ない地域包括ケアの実現に向けて、分野を越えた連携を進めます。

④ 地域福祉コーディネーター機能の整備

支援を求めている方とボランティア活動をしたい方をつなぐ調整役に加え、地域と行政、専門機関等をつなぐ橋渡し役として地域福祉コーディネーター機能の整備を検討します。

第5 安全で安心な環境づくり

●施策展開の方向●

<消費者被害などへの対策>

高齢者をターゲットにした悪質商法や振り込め詐欺などの被害があとを絶ちません。今後も、見守りネットワーク「みまもっと」や地域ケア会議において消費者被害等の防止に向けた普及啓発を進めるとともに、判断能力が十分でない方や不安のある方などを、必要に応じて権利擁護制度につなげます。

<災害時要援護者対策>

災害が起こったときに自力では避難することのできない高齢者など、いわゆる災害時要援護者の支援体制を構築することが重要です。

市では「調布市災害時要援護者避難支援プラン*」の策定を進めており、このなかで、要援護者の具体的な支援体制について検討しています。プライバシーの保護に配慮しながら、地域との連携により、安否確認や避難支援のための体制を構築します。

<バリアフリー対策>

高齢者が安心して外出し、生活できる環境をつくるために、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進します。

ハード面では、「調布市総合交通計画」などにもとづき、すべての方が円滑に移動できるよう、交通網の整備や段差解消などバリアフリー化の取組を進めています。ソフト面では、支援を必要とする方に対して手助けできる方が増えていくよう、福祉についての意識啓発を行うとともに、地域での交流を豊かにし、つながりを深めることで支え合いの気持ちを醸成します。

今後もハード・ソフト両面からバリアフリー化を推進します。

●第5期の取組●

(1) 消費者被害などへの対策

① 地域との連携による消費者被害の防止

見守りネットワーク「みまもっと」や地域ケア会議などを通じて、悪質商法に関する情報提供や権利擁護制度の普及啓発を行い、地域で高齢者を見守る環境をつくります。また、地域包括支援センター、調布市社会福祉協議会及び多摩南部成年後見センター*と連携を図り、認知症高齢者などを必要に

応じて権利擁護制度の適切な利用につなげます。

② 相談機関の周知

調布市消費生活相談室，東京都消費生活総合センターの「高齢者被害110番*」や「高齢者見守りホットライン*」など，消費者相談機関について周知を図ります。

(2) 災害時要援護者支援の充実

災害時に自力で避難行動をとることが困難な方が地域の中で効果的に支援が受けられるような仕組みを，地域と協働しながら構築します。

① 地域における安否確認・避難支援体制の構築

高齢者を災害から守ることができるよう，地域の見守りなど平常時における支え合いの充実を図るとともに，「調布市災害時要援護者避難支援プラン」の策定，推進により，災害時の具体的な支援体制を構築します。

② 関係機関への情報提供

ひとり暮らし高齢者などに世帯状況調査を実施し，災害時に備え，本人同意のもとに，調布消防署，調布警察署及び民生委員への情報提供を行います。

(3) バリアフリーの推進

① バリアフリーのまちづくり

「調布市福祉のまちづくり条例」にもとづき，ユニバーサルデザインの考え方によるバリアフリー化を促進します。また，「調布市総合交通計画」「調布市バリアフリー基本構想」にもとづき，交通網の整備や段差解消などを行うことで，誰もが移動しやすく，住みやすいまちづくりを進めます。

② 調布市社会福祉協議会による地域福祉の推進

調布市社会福祉協議会への支援を通じて，支え合いの地域づくりを推進します。広報紙やパンフレットの活用，各種講座の実施等により，福祉について啓発活動を行います。